

令和5年6月湖西市議会定例会

議 案 書

議 案 一 覧 表

(令和5年6月 湖西市議会定例会)

議 案 番 号	件 名
議案第 50 号	新居弁天わんぱくランド条例を廃止する条例制定について
議案第 51 号	湖西都市計画事業鷺津駅前地区土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例制定について
議案第 52 号	浜松市と湖西市との間の証明書等の交付等の事務委託に関する規約等の廃止について
議案第 53 号	湖西市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
議案第 54 号	湖西市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について
議案第 55 号	湖西市税条例の一部を改正する条例制定について
議案第 56 号	湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第 57 号	湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第 58 号	湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 59 号	新居弁天今切体験の里条例の一部を改正する条例制定について
議案第 60 号	湖西市都市公園条例の一部を改正する条例制定について
議案第 61 号	湖西市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

議案番号

件

名

議案第 62 号 令和 5 年度新居地域センター改修工事（建築）の契約締結について

議案第 63 号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約変更について

議案第 64 号 令和 5 年度湖西市一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 65 号 令和 5 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 66 号 令和 5 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 67 号 議員派遣について

日程第 1

会議録署名議員の指名

3 番 寺 田 悟

4 番 山 口 裕 教

令和 5 年 6 月 5 日

湖西市議会議長 馬 場 衛

日程第 2

会期の決定

今期定例会の会期は、本日から 6 月 21 日までの 17 日間とする。

令和 5 年 6 月 5 日

湖西市議会議長 馬 場 衛

議案第 50 号

新居弁天わんぱくランド条例を廃止する条例制定について

新居弁天わんぱくランド条例（平成 22 年湖西市条例第 26 号）を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 6 月 5 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

新居弁天わんぱくランド条例を廃止する条例

新居弁天わんぱくランド条例（平成 22 年湖西市条例第 26 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（湖西市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正）
- 2 湖西市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 31 号を削り、第 32 号を第 31 号とし、第 33 号から第 36 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

議案第 51 号

湖西都市計画事業鷺津駅前地区土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例制定について

湖西都市計画事業鷺津駅前地区土地区画整理事業施行に関する条例（平成元年湖西市条例第 20 号）を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 6 月 5 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西都市計画事業鷺津駅前地区土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例

湖西都市計画事業鷺津駅前地区土地区画整理事業施行に関する条例（平成元年湖西市条例第 20 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 52 号

浜松市と湖西市との間の証明書等の交付等の事務委託に関する規約等の廃止について

次の規約により、浜松市と湖西市との間の証明書等の交付等の事務委託に関する規約（平成 9 年湖西市告示第 45 号）等を廃止する。

令和 5 年 6 月 5 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

浜松市と湖西市との間の証明書等の交付等の事務委託に関する規約等を廃止する規約

次に掲げる規約は、廃止する。

- (1) 浜松市と湖西市との間の証明書等の交付等の事務委託に関する規約（平成 9 年湖西市告示第 45 号）
- (2) 森町と湖西市との間の証明書等の交付等の事務委託に関する規約（平成 9 年湖西市告示第 50 号）
- (3) 磐田市と湖西市との間の証明書等の交付等の事務委託に関する規約（平成 17 年湖西市告示第 81 号）
- (4) 袋井市と湖西市との間の証明書等の交付等の事務委託に関する規約（平成 17 年湖西市告示第 82 号）

附 則

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 53 号

湖西市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

湖西市印鑑条例（昭和 51 年湖西市条例第 23 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 6 月 5 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市印鑑条例の一部を改正する条例

湖西市印鑑条例（昭和 51 年湖西市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 4 項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 54 号

湖西市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について

湖西市子ども・子育て会議条例（平成 25 年湖西市条例第 36 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 6 月 5 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

湖西市子ども・子育て会議条例（平成 25 年湖西市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 77 条第 1 項」を「第 72 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 55 号

湖西市税条例の一部を改正する条例制定について

湖西市税条例（昭和 30 年湖西市条例第 16 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 6 月 5 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市税条例の一部を改正する条例

湖西市税条例（昭和 30 年湖西市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 9 第 2 項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第 314 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申

告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によつて」を「により」に改める。

第44条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第3項及び第5項中「によつて」を「により」に改め、同条第6項中「によつて」を「により」に、「申し出」を「申出」に改める。

第47条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によつて」を「通知により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によつて徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によつて徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によつて徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によつて」を「により」に改める。

第 47 条の 6 第 1 項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第 2 項中「方法によつて」を「方法により」に、「第 17 条の 2 の規定によつて」を「第 17 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第 3 項、第 6 項及び第 7 項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第 82 条第 1 号エ中「及び」を「、」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条第 1 項第 13 号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第 15 条の 2 第 4 項及び第 16 条の 2 第 3 項中「100 分の 10」を「100 分の 35」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 82 条第 1 号エの改正規定及び附則第 3 条第 1 項の規定（この条例による改正後の湖西市税条例（以下「新条例」という。）附則第 16 条の 2 第 3 項に係る部分を除く。） 令和 5 年 7 月 1 日
- (2) 第 34 条の 9 第 2 項並びに第 38 条の見出し及び同条第 1 項の改正規定、同条に 1 項を加える改正規定並びに第 41 条、第 44 条、第 47 条、第 47 条の 2 及び第 47 条の 6 の改正規定並びに附則第 15 条の 2 第 4 項及び第 16 条の 2 第 3 項の改正規定並びに次条第 1 項並びに附則第 3 条第 1 項（新条例附則第 16 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。）及び第 2 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日
- (3) 第 36 条の 3 の 2 の改正規定及び次条第 2 項の規定 令和 7 年 1 月 1 日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 前条第 2 号に掲げる規定による改正後の湖西市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 36 条の 3 の 2 第 2 項の規定は、令和 7 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき湖西市税条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書について

は、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第 56 号

湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年湖西市条例第 22 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 6 月 5 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年湖西市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 事業所内保育事業（第 44 条—第 50 条）」を
「第 5 章 事業所内保育事業（第 44 条—第 50 条）
第 6 章 雑則（第 51 条）」に改める。

第 27 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 47 条第 2 項中「附則第 3 条」を「附則第 3 項」に改める。

本則に次の 1 章を加える。

第 6 章 雑則

(電磁的記録)

第 51 条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 57 号

湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例制定について

湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例（平成 26 年湖西市条例第 23 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するも
のとする。

令和 5 年 6 月 5 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例（平成 26 年湖西市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項ただし書中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に改め、
同項第 1 号中「第 19 条第 1 項各号」を「第 19 条各号」に改め、同項第 2 号中「第
19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同項第 3 号中「第 19 条第 1 項第 2
号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に改める。

第 6 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、「の数」
を削り、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、「の

数」を削り、「同項第 2 号」を「同条第 2 号」に、「法第 20 条第 4 項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第 7 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「附則第 73 条第 1 項」を「第 73 条第 1 項」に改め、「含む」の次に「。第 40 条第 2 項及び第 42 条第 4 項第 1 号において同じ」を加える。

第 8 条中「第 19 条第 1 項各号」を「第 19 条各号」に、「及び保育必要量」を「、保育必要量（法第 20 条第 3 項に規定する保育必要量をいう。）」に改める。

第 13 条第 4 項第 3 号ア（ア）中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同号ア（イ）中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改め、同号イ（ア）中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同号イ（イ）中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

第 15 条第 1 項第 3 号中「第 25 条」を「第 25 条第 1 項」に改め、同項第 4 号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 20 条第 4 号中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、「並びに」の次に「特定教育・保育の」を加える。

第 35 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「の数及び」を「及び」に、「同項第 2 号」を「同条第 2 号」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「数を」を「総数を」に改め、同条第 3 項中「同項第 2 号」を「同条第 2 号」に改め、「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第 36 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「の数及び」を「及び」に、「同項第 1 号」を「同条第 1 号」に、「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「数を」を「総数を」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、「の数」を削り、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」

に改め、「の総数」を削り、「同項第1号」を「同条第1号又は第2号」に、「に該当する教育・保育給付認定子どもの総数」を「の区分に係る利用定員」に、「同号又は同項第2号」を「同条第1号」に改める。

第37条第1項中「その利用定員の数を」を削り、同条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、「の数」を削り、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第48条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「の数及び」を「及び」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「数を」を「総数を」に改め、同条第3項中「この章」を「前節」に、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、「の数」を削り、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「節」を「章」に、「法第19条第1項第1号又は第3号」を「同号又は同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「法第20条第4項の規定による認定」を「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「の数及び」を「及び」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「数を」を「総数を」に改め、同条第3項中「この節」を「前節」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、「限る。）」と」の次に「、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 58 号

湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条 例制定について

湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例
(平成 27 年湖西市条例第 13 号)の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとし
る。

令和 5 年 6 月 5 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条 例

湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例
(平成 27 年湖西市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

別表備考 6 中「を利用者負担額の欄に掲げる額の半額（その額に 100 円未満の端数
を生じる場合は、これを切り捨てた額）とし、第 3 子」を削り、同表備考 8 中「到す
る」を「達する」に改め、「を利用者負担額の欄に掲げる額の半額（その額に 100 円
未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てた額）とし、3 人目」を削る。

附 則

1 この条例は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の規定は、令和5年9月以後の月分の利用者負担額について適用し、同年8月までの月分の利用者負担額については、なお従前の例による。

議案第 59 号

新居弁天今切体験の里条例の一部を改正する条例制定について

新居弁天今切体験の里条例（平成 22 年湖西市条例第 28 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 6 月 5 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

新居弁天今切体験の里条例の一部を改正する条例

新居弁天今切体験の里条例（平成 22 年湖西市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条各号列記以外の部分中「施設」の次に「（以下「施設」という。）」を加え、同条第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 体験展示室
- (2) 円形広場

第 3 条に次の 3 号を加える。

- (5) 屋内店舗
- (6) 屋外店舗
- (7) 屋外区画

第 4 条第 4 号を次のように改める。

- (4) 船舶の一時係留のための施設の提供に関する事。

第5条第1項中「(7月及び8月の期間にあつては、午後6時)」を削り、同項ただし書中「することが」を削り、「できる」の次に「ものとする」を加え、同条第2項中「体験の里内の飲食及び物産施設」を「屋内・屋外店舗(第3条第5号及び第6号の施設をいう。以下同じ。)」に改める。

第6条第1項ただし書中「休業し、又は休業日を変更することができる」を「休業又は開業できるものとする」に改め、同条第2項中「体験の里内の飲食及び物産施設」を「屋内・屋外店舗」に改める。

第7条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条中「別表第1に定める体験の里の」を削り、同条ただし書及び各号を削り、同条に次の2項を加える。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しない。
 - (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 暴力団員等(湖西市暴力団排除条例(平成24年湖西市条例第34号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等と密接な関係を有する者による使用であるとき。
 - (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
 - (4) 施設周辺の船舶、遊泳者等の安全を害するおそれがあるとして規則で定める船舶が使用するとき。
 - (5) 管理運営上支障があると認めるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。
- 3 市長は、第1項の規定により施設の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が前項各号のいずれかに該当したときは、使用許可を取り消すことができる。

第8条中「前条の規定により施設の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)」を「使用者」に改める。

第9条中「別表第1」の次に「又は別表第2」を加える。

第12条及び第13条を削り、第14条中「体験の里の施設、」を「施設又は施設の」に改め、同条を第12条とし、第15条を第13条とする。

別表第1を次のように改める。

別表第 1（第 9 条関係）

施設区分		単位	使用料	利用時間
体験展示室	1 階	1 時間	550 円	9 時～17 時
	2 階	1 時間	550 円	
円形広場		1 時間	5,500 円	9 時～17 時
新居弁天棧橋		1 回（2 時間以内）	550 円	9 時～17 時
		1 日	1,100 円	
屋内店舗	1 階	1 月	51,000 円	-
	2 階	1 月	90,000 円	-
屋外店舗		1 月	30,000 円	-
屋外区画		1 m ² 1 日につき	110 円	9 時～17 時

備考

- 1 体験展示室又は新居弁天棧橋を、入場料若しくはこれらに類するものを徴して使用する場合又は商業宣伝若しくはこれらに類する目的をもって使用する場合は、規定の使用料の 3 倍の額とする。
- 2 屋外区画を、休日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。）及び市長が別に定める日に使用する場合は、規定の使用料の 2 倍の額とする。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 9 条関係）

施設区分		単位	使用料
バーベキュー場	1 区画	2 時間	2,200 円
	時間延長	1 時間	1,100 円
	コンロ	1 台	1,100 円

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にされた改正前の別表第 1 に規定する施設に係る事前の申出による使用にあつては、当該使用の日付にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 60 号

湖西市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

湖西市都市公園条例（昭和 56 年湖西市条例第 15 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 6 月 5 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市都市公園条例の一部を改正する条例

湖西市都市公園条例（昭和 56 年湖西市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 3 第 2 項中「第 5 項」を「第 6 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 61 号

湖西市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

湖西市火災予防条例（平成 22 年湖西市条例第 36 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 6 月 5 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市火災予防条例の一部を改正する条例

湖西市火災予防条例（平成 22 年湖西市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 2 第 1 項中「自動車等（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。第 12 号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力 200 キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項第 1 号中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあっては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第 18 条の 2 第 1 項第 2 号中「不燃性の」を「、不燃性の」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第 18 条の 2 第 1 項第 6 号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第 7 号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第 11 号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第 12 号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第 13 号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第 16 号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第 18 号を第 19 号とし、第 17 号を第 18 号とし、第 16 号の次に次の 1 号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第 23 条第 1 項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第 33 条第 3 項を削り、同条第 4 項第 2 号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第 2 に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 33 条第 2 項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りで」に改め、同項を同条第 3 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

4 第 2 項又は前項第 2 号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第 7010 号又は日本産業規格 Z8210 に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第 7001 号又は日本産業規格 Z8210 に適合するものとしなければならない。

第 33 条第 5 項中「前項」を「第 3 項」に改める。

第 58 条第 1 項及び第 2 項各号、第 59 条第 1 項第 5 号及び第 2 項第 2 号から第 4 号まで、第 60 条並びに第 76 条第 1 項中「別表第 3」を「別表第 2」に改める。

別表第 2 を削り、別表第 3 を別表第 2 とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 18 条の 2 第 1 項の改正規定（「不燃性の」を「、不燃性の」に改める部分を除く。次項において同じ。）及び次項の規定は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 18 条の 2 第 1 項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の湖西市火災予防条例（以下「新条例」という。）第 18 条の 2 第 1 項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 33 条第 3 項第 2 号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号）附則第 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用される健康増進法第 33 条第 2 項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第 33 条第 2 項又は第 3 項第 2 号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第 33 条第 4 項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 62 号

令和 5 年度新居地域センター改修工事（建築）の契約締結について

下記のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 5 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 令和 5 年度 新居地域センター改修工事（建築） |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 300,300,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 山平・鳥井特定建設工事共同企業体
代表構成員 湖西市新居町浜名 224 番地
山平建設株式会社 新居出張所
所長 竹下 訓司
その他構成員 湖西市新居町新居 896 番地の 59
株式会社鳥井工務店
代表取締役 鳥井 信行 |

議案第 63 号

静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の 数の増加及び規約変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、静岡県市町総合事務組合に南伊豆地域清掃施設組合が加入するとともに、静岡県市町総合事務組合規約（平成 18 年 3 月 23 日市行第 581 号）を次のとおり変更することに関し、協議して定めることについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 5 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約

静岡県市町総合事務組合規約（平成 18 年 3 月 23 日市行第 581 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 第 3 条第 2 号及び第 3 号に関する事務中「南豆衛生プラント組合」の次に「、南伊豆地域清掃施設組合」を加える。

附 則

この規約は、静岡県知事の許可の日から施行する。

令和 5 年度湖西市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 5 年度湖西市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 212,517 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,622,417 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 5 年 6 月 5 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	市税	11,420,961	100,000	11,520,961
	2 固定資産税	6,007,635	100,000	6,107,635
13	分担金及び負担金	253,907	△8,290	245,617
	2 負担金	253,907	△8,290	245,617
14	使用料及び手数料	425,947	△1,625	424,322
	1 使用料	264,708	△1,625	263,083
15	国庫支出金	4,425,613	3,910	4,429,523
	2 国庫補助金	2,094,956	3,910	2,098,866
16	県支出金	1,683,798	2,112	1,685,910
	2 県補助金	636,916	2,112	639,028
18	寄附金	250,070	2,000	252,070
	1 寄附金	250,070	2,000	252,070
19	繰入金	1,561,201	34,007	1,595,208
	1 基金繰入金	1,561,182	34,007	1,595,189
21	諸収入	666,109	6,603	672,712
	6 雑入	248,640	6,603	255,243
22	市債	2,736,400	73,800	2,810,200
	1 市債	2,736,400	73,800	2,810,200
	歳入合計	26,409,900	212,517	26,622,417

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	182,539	△624	181,915
	1 議会費	182,539	△624	181,915
2	総務費	2,806,160	18,622	2,824,782
	1 総務管理費	2,263,076	17,592	2,280,668
	2 徴税費	315,672	△13,824	301,848
	3 戸籍住民基本台帳費	136,584	14,622	151,206
	4 選挙費	54,817	△4	54,813
	5 統計調査費	12,646	240	12,886
	6 監査委員費	23,365	△4	23,361
3	民生費	7,048,870	143,240	7,192,110
	1 社会福祉費	3,494,466	74,768	3,569,234
	2 児童福祉費	3,080,070	68,016	3,148,086
	3 生活保護費	466,008	456	466,464
4	衛生費	6,540,812	△14,723	6,526,089
	1 保健衛生費	1,356,105	△16,305	1,339,800
	2 清掃費	4,250,581	1,582	4,252,163
6	農林水産業費	214,753	8,284	223,037
	1 農業費	194,614	8,284	202,898
7	商工費	1,198,118	42,014	1,240,132
	1 商工費	1,198,118	42,014	1,240,132
8	土木費	2,513,924	55,368	2,569,292
	1 土木管理費	202,281	△9,852	192,429
	2 道路橋梁費	858,704	55,000	913,704
	4 都市計画費	1,238,007	3,506	1,241,513
	5 住宅費	107,425	6,714	114,139
9	消防費	1,329,499	△4,176	1,325,323

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 消防費	千円 1,329,499	千円 △4,176	千円 1,325,323
10	教育費	2,738,593	△35,488	2,703,105
	1 教育総務費	535,315	11,914	547,229
	2 小学校費	263,036	△5,700	257,336
	3 中学校費	584,312	3,070	587,382
	4 幼稚園費	712,766	△62,989	649,777
	6 社会教育費	299,034	18,402	317,436
	7 保健体育費	344,130	△185	343,945
	歳 出 合 計	26,409,900	212,517	26,622,417

第2表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の 目的	変更前			変更後			償還の 方法
	限度額	起債の 方法	利率	限度額	起債の 方法	利率	
道路整備 事業	308,100	証書 借入等	5.0%以 内(ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる政 府資金及 び地方公 共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては当該 見直し後 の利率)	381,900	証書 借入等	5.0%以 内(ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる政 府資金及 び地方公 共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては当該 見直し後 の利率)	借入先の 融資条件 による。 ただし、 市財政の 都合によ り償還期 限を短縮 し、若し くは繰上 償還又は 低利に借 り換える ことがで きる。

令和 5 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和 5 年度湖西市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 下水道事業費用	1,248,177 千円	△1,545 千円	1,246,632 千円
第 1 項 営業費用	1,104,689 千円	△1,545 千円	1,103,144 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 290,674 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 287,404 千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 55,392 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 57,275 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 167,995 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 162,842 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 資本的収入	1,530,917 千円	54,470 千円	1,585,387 千円
第 1 項 企 業 債	1,001,200 千円	20,700 千円	1,021,900 千円
第 7 項 補 助 金	408,273 千円	33,770 千円	442,043 千円
	支 出		
第 1 款 資本的支出	1,821,591 千円	51,200 千円	1,872,791 千円
第 1 項 建設改良費	1,070,248 千円	51,200 千円	1,121,448 千円

(債務負担行為の補正)

第4条 予算第5条に定めた債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり変更及び廃止する。

(1) 変更

事 項	変更前		変更後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
湖西浄化センター汚泥脱水系電気更新工事委託に関する協定	令和6年度	251,000千円	令和7年度	300,000千円
湖西浄化センター汚泥脱水設備機械更新工事委託に関する協定	令和6年度	580,000千円	令和7年度	480,000千円

(2) 廃止

事 項	変更前		変更後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
湖西浄化センター中央監視装置更新工事委託に関する協定	令和6年度	269,000千円	—	—

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の 目 的	変 更 前			変 更 後			償還の 方 法
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	限 度 額	起債の 方 法	利 率	
公共下水道事業債	千円 614,600	証 書 借入等	5.0% 以内	千円 635,300	証 書 借入等	5.0% 以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)
第6条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	85,097 千円	△4,836 千円	80,261 千円

令和5年6月5日提出

湖西市長 影山剛士

令和 5 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和 5 年度湖西市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 水道事業費用	1,252,569 千円	△84 千円	1,252,485 千円
第 1 項 営業費用	1,240,903 千円	△84 千円	1,240,819 千円

（資本的支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 522,704 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 516,993 千円」に、「建設改良積立金 108,519 千円」を「建設改良積立金 102,808 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 資本的支出	758,341 千円	△5,711 千円	752,630 千円
第 1 項 建設改良費	705,631 千円	△5,711 千円	699,920 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 4 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1)職員給与費	101,311 千円	△5,795 千円	95,516 千円

令和5年6月5日提出

湖西市長 影山剛士

議案第 67 号

議員派遣について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 13 項及び湖西市議会会議規則（昭和 46 年湖西市議会規則第 1 号）第 161 条の規定により、別紙のとおり議員を派遣する。

令和 5 年 6 月 5 日提出

湖西市議会議長 馬 場 衛 様

湖西市議会議会運営委員会委員長 神 谷 里 枝

(議案第 67 号別紙)

1 令和 5 年度静岡州市町議会議員の研修会に派遣

- (1) 派遣目的 静岡州市議会議長会において、学識経験者の経験や研究成果に基づいた講演を通じて、各市町が抱える共通した課題の解決への糸口を見出す研修会が毎年開催されている。
本市議会はこの研修会に参加し、住民全体の福祉向上と地域社会の活力発展を目指し、その実現のため積極的に努力する。
- (2) 派遣場所 静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」
- (3) 派遣期間 令和 5 年 8 月 17 日
- (4) 派遣議員 相曾桃子、山本晃子、寺田 悟、山口裕教、柴田一雄、加藤治司、滝本幸夫、三上 元、福永桂子、菅沼 淳、土屋和幸、楠 浩幸、佐原佳美、竹内祐子、荻野利明、馬場 衛、神谷里枝、二橋益良